

# 保育部会 常任委員会

日時：令和5年11月7日（火）午後3時00分～5時00分

会場：大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

---

・賠償責任保険・傷害保険について … 別紙1・2

・部会長挨拶

## 《協議題》

1. 大阪府からの報告について …

2. 中央情勢について … 全保協ニュース

3. 【議決事項】令和5年度保育部会第一次補正予算（案）について… 資料1

4. 令和6年保育部会新年互礼会について … 資料2

5. 調査研究委員会からの報告 … 別紙3

6. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …

7. 大阪府保育士会からの報告

8. 各ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

9. その他

- ・閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

	今回	次回			
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和5年12月5日(火)午後3時00分～5時00分  
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

## 【2024年】社会福祉施設・事業者総合補償制度 について

### 1. 2022年保険成績

制度番号	対象施設	プラン名	平均損害率（過去3年）			2024年の変更点（予定）
			2021年	2022年	差	
①	保育所、軽費老人ホーム等の施設	社会福祉施設賠償責任補償制度	80.5%	62.9%	-17.6%	・特定感染症緊急対応費用補償特約から、 新型コロナウイルスを対象外とする。 ・損害率テーブルの一括管理
制度全体			58.4%	43.6%	-14.8%	

(ご参考) 当該制度保険の事故例

- ・2022年4月～2023年3月までの新型コロナウイルスによる、消毒費用や検査費用等のお支払い
- ・短期入所者が朝食にて提供されたパンを誤嚥し窒息、その後死亡したものの。
- ・特養施設の入所者が廃用症候群を起因として死亡したものの。

※2021年度5月末時点

支払保険金額 : ①約1,800万円 (支払件数 約80件)  
支払見込保険金 : 3,200万円  
支払見込保険金 : 3,400万円

### 2. 2024年の改定ポイント

#### 1) 制度① 保育① 社会福祉施設賠償責任補償制度

- 新型コロナウイルス等の感染症に伴う、「緊急対応費用補償特約」につき、新型コロナウイルスを対象外とします。  
2023年5月8日に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、『感染症法』といいます。)が改正となり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「新型インフル」「5類感染症」に変更されました。  
上記を受け、同特約においては、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となります。

#### 2) 制度⑤ 従業員等の不誠実行為損害補償制 ★2023年1月1日から新設しました。

- サービス従事者が、施設様の業務に従事している間に、窃盗など不誠実行為を働いた際の現金・有価証券等および、施設様がこれを起因として賠償損害を受けた際の損害を補償します。

- ・プラン : 支払限度額200万・500万・800万の3つのプランの中から選択頂きます。
- ・保険料 : 詳細は別途パンフレットを参照ください。
- ・算出の基礎 : 保険申し込み時の全従事者の数 (施設と雇用の関係にあるかたに限ります。)

### 3. 更なる制度普及に向けた取組

#### 1) 研修会、セミナーの開催

- 会員施設・法人様にお役立ていただけるような、さまざまな分野で研修会やセミナーの企画・検討を行っております。  
例) 策定が義務化されたBCPについての策定支援業務や福祉事故対策 (KYT、誤嚥対策、事故対応など) など、昨年度は計4回程実施しました。

#### 2) 事故分析データの活用

- 昨年度、当社および島本保険事務所代理店の保険金請求データ等を用いて事故分析データを作成し好評いただきました。  
※参考(例) : ・全曜日の内、水曜日の朝の時間帯及び夕方時間帯の事故が多い。  
・居室及びその付近での事故が凡そ40%を占める。  
・いずれの施設も転倒による骨折事故が大半を占める。 等

本年は、昨年度使用した以下データを用いて、更なる詳細分析を実施中です。昨年非常に好評頂きましたので、更にお役立ちできればと思います。  
①wamnetに記載の福祉基盤データ(厚労省管轄)、②各地のハザードマップ、③気象庁のオープンデータ 等

#### 3) 各部会様(特に老人施設部会、保育部会)での普及活動

- 10～12月にかけて、定例会等にて当該制度の普及活動にご協力いただきたく存じます。

# 大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設・事業者総合補償制度 事故・請求データ分析

毎々格別にご引き立て頂きありがとうございます。

この度、大阪府社会福祉協議会様の社会福祉施設・事業者総合補償制度にご加入頂いている加入者様の損害賠償事故・請求データを分析致しました。**2017年5月から2022年8月の約5年間**の事故・請求実績を反映しております。是非一度ご参照頂き、皆様の今後の業務運営の参考になれば幸いです。

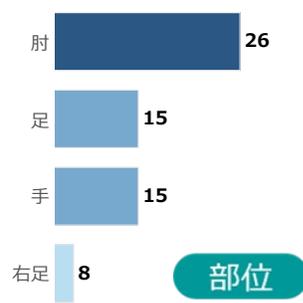
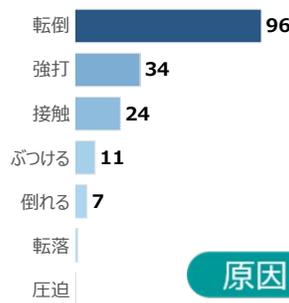
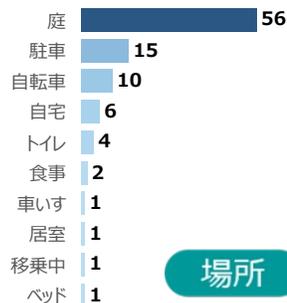
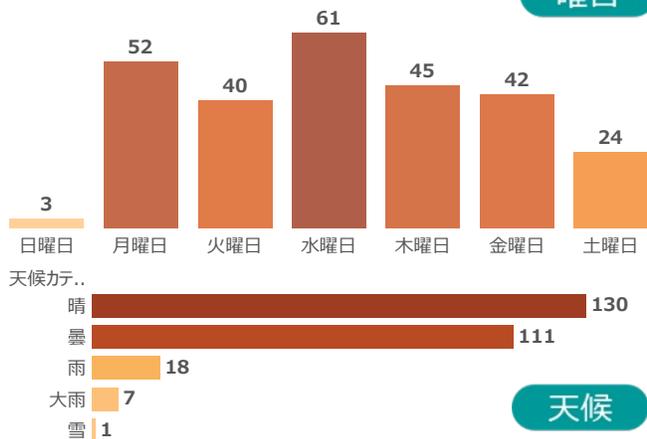
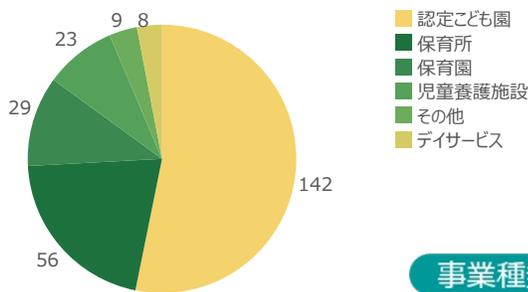
立ちどまらない保険。  
**MS&AD**  
三井住友海上

## 保育施設

保育施設に該当する施設様総計の事故・請求データ分析結果です。  
事故のあった曜日と天候、及び事故場所・原因・部位・症状をそれぞれ分析致しました。  
なお、皆様にお役立て頂いている新型コロナウイルス感染症を起因とした、検査費用・消毒費用等の保険金のお支払いは賠償責任保険にて計約200件・5,200万円のお支払いを実施しております。  
(2023年8月現在) (※入力値なしは集計対象外)(※2024年1月1日からは対象外となります。)

保育施設の事故傾向は、**認定こども園**での事故が多い傾向にあります。

曜日は**月・水曜日**で、天候は**晴・曇**の際の事故が多いです！  
事故場所等は下部をご確認下さい。

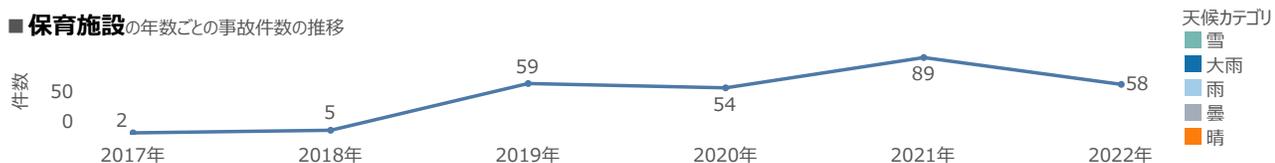


## 保育施設の皆様向け

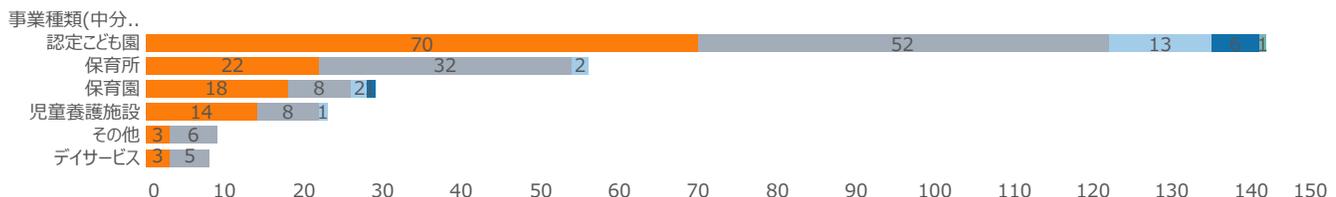
保育施設の皆様の事故分析結果です。

以下、上図は**保育施設**の事故件数の年ごとの推移です。  
一方、下図は事業種類ごとの天候と事故件数の比較です。(2022年8月現在)  
他事業種類の事故傾向を比較参照ください。

■ 保育施設の年数ごとの事故件数の推移



■ 保育施設の事業種類と天候による事故件数



※本資料に関するお問い合わせは、2024年度社会福祉施設・事業者総合補償制度パンフレットに記載のお問い合わせ先と同様です。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 全社協福祉懇談会が開催される……………1
- ◆ 「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催される……………3
- ◆ 「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」協力の依頼(こども家庭庁/PwC コンサルティング合同会社)……………4

## ◆ 全社協福祉懇談会が開催される

令和5年10月12日、全社協では「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」をテーマに、令和5年「全社協福祉懇談会」が開催され、全国保育協議会から副会長・常任協議員9名が出席しました。

本懇談会は全国の福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉のあり様について幅広く意見交換を行い、その思いをひとつにしていくことを目的に開催しているものです。

本懇談会へは、加藤 鮎子 こども政策担当大臣、高市 早苗 経済安全保障担当大臣、衛藤 晟一 社会福祉推進議員連盟会長、田村 憲久 全国保育関係議員連盟会長をはじめ、多くの国会議員とともにこども家庭庁および厚生労働省幹部職員が来賓として出席されました。都道府県・指定都市社協、各種別協議会等の役員等を合わせ、全体で288名が全社協灘尾ホールに参集しました。加藤 鮎子 こども政策担当大臣からは保育所に対し、専門知識を生かした地域の子育て拠点としての役割を担ってほしいとの話がありました。



(来賓あいさつ：加藤鮎子 こども政策担当大臣)



福祉関係者を代表して全社協 磯 彰格 副  
会長（全国社会福祉法人経営者協議会会長）  
より、提言要望を行い、その後、国会議員と  
の意見交換を行いました。

（乾杯のご発声：田村憲久会長全国保育関係議員連盟会長）

#### 【提言・要望】

- 一. 社会保障全体の財源確保
- 一. 企業の賃上げとの格差を埋める更なる処遇改善
- 一. 物価高騰に対する継続的な財政支援
- 一. 生活困窮者等の支援体制の拡充
- 一. 災害福祉支援活動の強化に向けた法改正等

#### 【税制要望】

- 一. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

全国保育協議会と全国保育士会からは、下記の 6 点について共同で要望書を提出しまし  
た。詳細につきましては、添付 PDF をご確認ください。

#### 【全国保育協議会・全国保育士会要望書】

次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために

1. 保育の質向上のための職員配置基準の改正について
2. 主任保育士・主幹保育教諭の確実な配置について
3. 「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度創設にあたって
4. よりよい保育のために
5. 急激な物価高騰への対応について
6. 人口減少地域における子どもの育ちを保障するために

# ◆「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催される

令和5年10月16日、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」(第2回)が開催されました(第1回は全保協ニュースNo.23-27にて既報)。

「こども誰でも通園制度(仮称)」は令和6年度に、本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討され、令和5年12月に事業実施の中間方針のとりまとめ、3月にとりまとめが行われる予定です。

「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設は、こども未来戦略方針に示された「加速化プラン」において明記され、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付とされています。

第2回の検討会では、第1回での構成委員等の意見が資料に反映され、また現行の「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度(仮称)」として想定している仕組みの関連について新たに示されています。上記2事業については、共通する点も多いものの、位置づけや実施自治体、事業の目的・内容、利用時間が異なるとされ、下記のとおり示されました。

 <b>現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度(仮称)」の関連について</b>		別紙1
<b>一時預かり事業の現状とこども誰でも通園制度の想定</b>		
	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度(仮称)として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業の一つ)	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付(名称は精査中)」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行う事業(児童福祉法第6条の3第7項)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付(こども未来戦略方針より)
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定(制度改正の中で検討)
利用方法	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

●一時預かり事業とこども誰でも通園制度では、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などは異なる。

●0歳6か月から2歳までの未就園児については、月一定時間までは、こども誰でも通園制度を利用できることになり、未就園児の利用は大幅に拡充することになる。

●制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせさせて事業を実施することが可能。  
※一時預かり事業は、こども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ(いわゆる「上乗せ・横出し」部分)に対応可能な事業として整理をしたうえで継続する予定であり、一時預かり事業のニーズを的確に把握し、必要な提供量を確保する必要がある。

(例1) 月一定時間まではこども誰でも通園制度を基本とし、当該一定時間以上使う場合は、一時預かり事業として利用ができるようになる。

(例2) 未就園児以外でも、急なニーズには一時預かり事業を利用できるようにする。

※現在の一時預かり事業の事業の状況について、別紙1の参考資料参照

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ホーム>会議等>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第2回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/4kCoTgCi/>

## ◆「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」協力の依頼(こども家庭庁/PwC コンサルティング 合同会社)

このたび、こども家庭庁より、「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」(受託先:PwC コンサルティング合同会社)について、全国の教育・保育施設等にお勤めの職員の皆様に、調査研究へのご協力について周知依頼がありましたのでお知らせします。

「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」は、教育・保育の現場職員の皆様に、事故防止や事故発生時の対応に向けたガイドライン等をご活用いただくために、効果的な取組を分析することを目的としています。

今回、本事業の一環として、日頃、こどもの安全・安心に向けてご尽力いただいている現場職員の皆様が、事故防止や事故発生時の対応に向けたガイドライン等に感じているご意見を把握するため、アンケート調査が実施されます。

対象者は、施設・事業に従事する職員の方とされており、会員施設等の職員の皆様にご周知・ご回答いただけますと幸いです。業務ご多忙のところ恐れ入りますが、下記 PwC コンサルティング合同会社からの調査概要をご高覧いただき、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

### 1. 対象

➤ 本アンケート調査の対象は、以下の施設・事業に従事する職員の方（施設長等の管理職を除く）です。

※ 1施設 1回答ではなく、職員お一人お一人にご回答いただけますと幸いです。

※ 調査の趣旨を踏まえ、なるべく教育・保育の現場で、こどもと、直接、接している職員（栄養士や調理員、バス運転手の方などを含む）の皆様にご回答いただくようお願いいたします。

- 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）、幼稚園（子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園を含む。）、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ））
- 認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）、認可外の居宅訪問型保育事業

## 2. 配布・回答方法

- 各施設・事業に従事する職員の方から、直接 Web 調査の URL または二次元コードから回答してください。

【回答画面の URL】

<https://forms.office.com/r/YsyjEcTwTi>

【回答画面の二次元コード】



## 3. 調査期間

令和5年（2023年）10月17日（火）9:00～10月31日（火）17:00

## 4. データの取り扱い・公表

ご回答データは調査研究の目的以外では使用しません。匿名にて集計し、集計・分析結果は事業報告書としてとりまとめ、調査実施者である PwC コンサルティング合同会社の Web サイト上に公表します。ご回答者様の許可なく個人名、施設名等が公開される

ことはありません。

## **5. 本調査に係るお問い合わせ先**

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

担当者：中村、小野、古屋

E-mail：jp\_cons\_kodomo@pwc.com

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ 「こども大綱」の策定に向けた中間整理が公表される(こども家庭審議会) …………… 1
- ◆ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」の策定に向けた中間整理が公表される(こども家庭審議会) …………… 2

## ◆ 「こども大綱」の策定に向けた中間整理が公表される(こども家庭審議会)

令和5年9月29日、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」が公表されました。

こども大綱は、こども基本法第9条1項により政府において定めることとされており、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもので、年内を目途に策定される予定です。

こども大綱は、子ども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を定めるもので、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進するとしています。

こども大綱の案の作成に当たっては、こどもや養育者、学識経験者、民間団体その他の関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとしており、内閣総理大臣からの諮問を受け、こども家庭審議会総会および基本政策部会において議論が行われ、関連する分科会・部会でも議論を行った上で、中間整理が取りまとめられました。

本会においても、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が参画している「子ども・子育て

て支援等分科会」を通じて、保育者の確保・育成に関する課題、また、保護者の働き方を含めた社会の仕組みを整えていくことの必要性等について意見を提出しました。

今後、この中間整理をもとに、子どもや若者、子育て当事者をはじめとする関係者からの意見を踏まえ、答申が行われます。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

- ホーム>政策>こども大綱の推進「今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）」（こども大綱の策定に向けた中間整理）について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/chukanseiri/>

## ◆「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)」の策定に向けた中間整理が公表される(こども家庭審議会)

令和 5 年 9 月 29 日、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」の策定に向けた中間整理が公表されました。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」は、昨年度開催された『就学前のこどもの育ちにかかる基本的な指針』に関する有識者懇談会」において令和 5 年 3 月 30 日に取りまとめられた、『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針(仮称)の策定に向けた論点整理」(以下、「論点整理」)に基づき、こども家庭審議会のもとに設置された「幼児期までのこどもの育ち部会」で議論が行われてきました。

7 月 10 日に開催された第 4 回の部会では、全保協を含む 8 団体から団体ヒアリングが行われ、全保協からは、奥村尚三会長、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が出席し、意見を述べました（全保協ニュース No.13-17 既報）。

中間整理では、内閣総理大臣からのこども家庭審議会に対する諮問に対し、幼児期までの「こどもの育ち」そのものに着目し、すべての人と共有したい理念や基本的考え方がされています。これに基づき、社会の認識の転換を図りつつ、政府全体の取組を推進するための羅針盤として定めるものが、「幼児期までの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」であり、人生の基盤的時期を過ごす乳幼児と全世代のすべての人による社会実現に寄与することを目指すとしています。

今後、「こども大綱に位置づけられる施策へ反映」や「すべての人の具体的行動を促進す

るための取組も含め、こども家庭庁を司令塔とする推進体制の下で取組を一体的・総合的に推進」について、実効性のある育ちヴィジョンとすべく検討が継続されます。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）策定に向けて（中間整理）」～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～概要版

**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)の策定に向けて(中間整理)概要**  
 ～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～

**育ちのヴィジョンを策定しすべての人と共有する意義**  
 幼児期までこそ生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要  
 ✓誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり  
※虐待死の約半数が0歳児/就園状況を含め家庭環境に左右されない育ちの充実  
 ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関等の環境間に切れ目が多い  
 ⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

**目的**  
 すべてのこどもの「誕生前から幼児期まで」の時期から生涯にわたるウェルビーイングを向上

**こども基本法の理念に則り整理した5つのヴィジョン**

**1 こどもの権利と尊厳を守る**  
 ⇒こどもの権利に基づき育ちの質を保障  
 ✓乳幼児は生まれながらに権利の主体  
 ✓生命や生活を保障すること  
 ✓乳幼児の思いや願いの尊重

**2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める**  
 ⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要  
 挑戦  
 安心  
 アタッチメント（愛着）＜安心＞  
 こどもが怖くて不安な時などに身近な大人が寄り添い、安心の土台の獲得を支える  
 豊かな遊びと体験＜挑戦＞  
 多様なこどもやおとな、モノ・自然・場所・絵本などの身近なものなどとの出会いにより、挑戦を応援する

**3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える**  
学童期以降  
 乳幼児期 誕生前  
 ✓学童期から乳幼児と関わる機会  
 ✓誕生の準備期から支える  
 ✓幼児期と学童期以降の接続

**4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする**  
 ⇒こどもの育ちそのものにとって重要  
 ✓支援・応援を受けることを当たり前  
 ✓すべての保護者・養育者とつながること  
 ✓男女ともに保護者・養育者が共育ち  
（養育に必要な脳や心の働きは男女差なく経験によって育つ等）

**5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す**  
 ⇒社会の情勢変化を踏まえ工夫が必要  
 ✓こどもまんかチャートの視点  
（コーディネータ級、面のネットワークの必要性等）  
 ✓専門職連携の共通言語も重要  
 ✓こどもも含め環境や社会をつくる

**【「はじめの100か月」の育ちとは】**  
 『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続期（いわゆる5歳児～小1）が概ね94か月～106か月であることに着目した概念

**今後の検討事項～実効性のある育ちのヴィジョンとするために～**

- ✓ こども大綱に位置づけられる施策へ反映
- ✓ すべての人の具体的行動を促進するための取組も含め、こども家庭庁を司令塔とする推進体制の下で取組を一体的・総合的に推進

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム>政策>幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）

[https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo\\_sodachi/](https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/)

令和5年度 保育部会 第一次補正予算（案）

収入の部

（単位：円）

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	会 費 収 入	50,100,000	0	50,100,000	会員・公立保育所会費収入
2	全保協補助金収入	406,000	0	406,000	全保協組織強化推進費（還元金）
3	近畿ブロック保育協議会補助金収入	210,000	0	210,000	近畿ブロック保育協議会からの補助金
4	参加費収入	13,000,000	0	13,000,000	各種研修会参加費等
5	資料・図書等頒布収入	350,000	0	350,000	スマイルサポーター看板販売代等
6	手数料収入	4,000,000	0	4,000,000	総合保障制度運営費、書籍斡旋手数料、スマサポ認定カード発行手数料他
7	負担金収入	5,050,000	0	5,050,000	よい子ネット使用料
8	受取利息収入	1,000	0	1,000	預金利息
9	雑収入	100,000	0	100,000	
10	前期末支払資金残高	5,972,426	0	5,972,426	前年度繰越金
	収入計	79,189,426	0	79,189,426	

支出の部

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	事務消耗品費支出	850,000	0	850,000	書籍購読料（遊育・保育界）、事務消耗品等諸経費、共通経費他
2	賃借料支出	9,500,000	0	9,500,000	各種委員会・会議・研修会会場借上費、付帯設備使用料、パソコンリース代、保育士等CU研修撮影収録機材他
3	諸謝金支出	4,000,000	0	4,000,000	講師等への謝礼金、保育おおさか執筆料他
4	旅費交通費支出	750,000	0	750,000	全保協協議員出張旅費、近畿・全国大会等の研修会参加者旅費
5	研修研究費支出	200,000	0	200,000	全保協正副会長等会議出席経費、近畿・全国大会等の研修会参加経費他
6	印刷製本費支出	2,100,000	0	2,100,000	総会資料、保育関係資料集、スマサポ認定カードケース他
7	通信運搬費支出	2,100,000	0	2,100,000	各種連絡のための郵便代、宅配料他
8	会議費支出	1,800,000	0	1,800,000	正副部会長会議・常任委員会等の開催に要する経費、新年互礼会等
9	広報費支出	2,900,000	0	2,900,000	機関紙「保育おおさか」印刷代
10	業務委託費支出	300,000	50,000	350,000	貸倉庫代等、保育海外研修事務局渡航費用
11	保険料支出	0	10,000	10,000	災害ボランティア活動にかかる保険代
12	手数料支出	5,500,000	0	5,500,000	振込手数料、残高証明書発行手数料、よい子ネット使用料他、保育士等CU研修撮影収録手数料他
13	租税公課支出	10,000	0	10,000	収入印紙代
14	渉外費支出	650,000	0	650,000	総会記念品、慶弔見舞金、供花、電報代
15	諸会費支出	50,000	0	50,000	近畿ブロック負担金
16	分担金支出	4,300,000	0	4,300,000	施設部会分担金
17	助成金支出	2,290,000	0	2,290,000	ブロック活動強化費
18	負担金支出	34,500,000	0	34,500,000	全保協会費、府社協会費、専門職員人件費等
19	保育災害救援活動積立金積立資産支出	500,000	0	500,000	保育災害救援活動積立金
20	地域貢献事業積立金積立資産支出	500,000	0	500,000	地域貢献事業積立金
21	予備費	6,389,426	-60,000	6,329,426	
	支出計	79,189,426	0	79,189,426	

令和5年度 保育部会 保育海外研修事業 第一次補正予算（案）

収入の部 (単位：円)

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	保育海外研修預り金収入	13,000,000	0	13,000,000	会員施設からの積立金
2	受取利息収入	1,000	0	1,000	預金利息
3	前期末支払資金残高	55,577,683	0	55,577,683	前年度繰越金
	収入計	68,578,683	0	68,578,683	

支出の部

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	業務委託費支出	12,300,000	7,850,000	20,150,000	渡航費用(67名分) 其他事務費用
2	保育海外研修預り金返還金支出	1,000,000	1,000,000	2,000,000	積立施設への返還金
3	予備費	55,278,683	-8,850,000	46,428,683	
	支出計	68,578,683	0	68,578,683	

令和5年度 保育部会 保育所制度充実のための拠出金 第一次補正予算（案）

収入の部 (単位：円)

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	負担金収入	3,780,000	0	3,780,000	各施設からの拠出金
2	受取利息収入	1,000	0	1,000	預金利息
3	前期末支払資金残高	24,099,135	0	24,099,135	前年度繰越金
	収入計	27,880,135	0	27,880,135	

支出の部

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	負担金支出	1,175,000	0	1,175,000	全保協保育所問題対応協力金
2	分担金支出	2,400,000	0	2,400,000	専門職員雇入費用
3	予備費	24,305,135	0	24,305,135	
	支出計	27,880,135	0	27,880,135	

(案)

大社福施発第 号  
令和5年11月 日

保育部会会員 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保育部会長 森田信司  
( 公 印 略 )

## 令和6年 保育部会新年互礼会の開催について

平素は、本会の事業推進のためにご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保育部会新年互礼会を、下記の通り開催させていただくこととなりました。

つきましては、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日はあわせて「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」大阪府知事認定式を執り行う予定ですので、今年度養成課程を修了された職員様のご出席につきましても、特段のご配慮をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

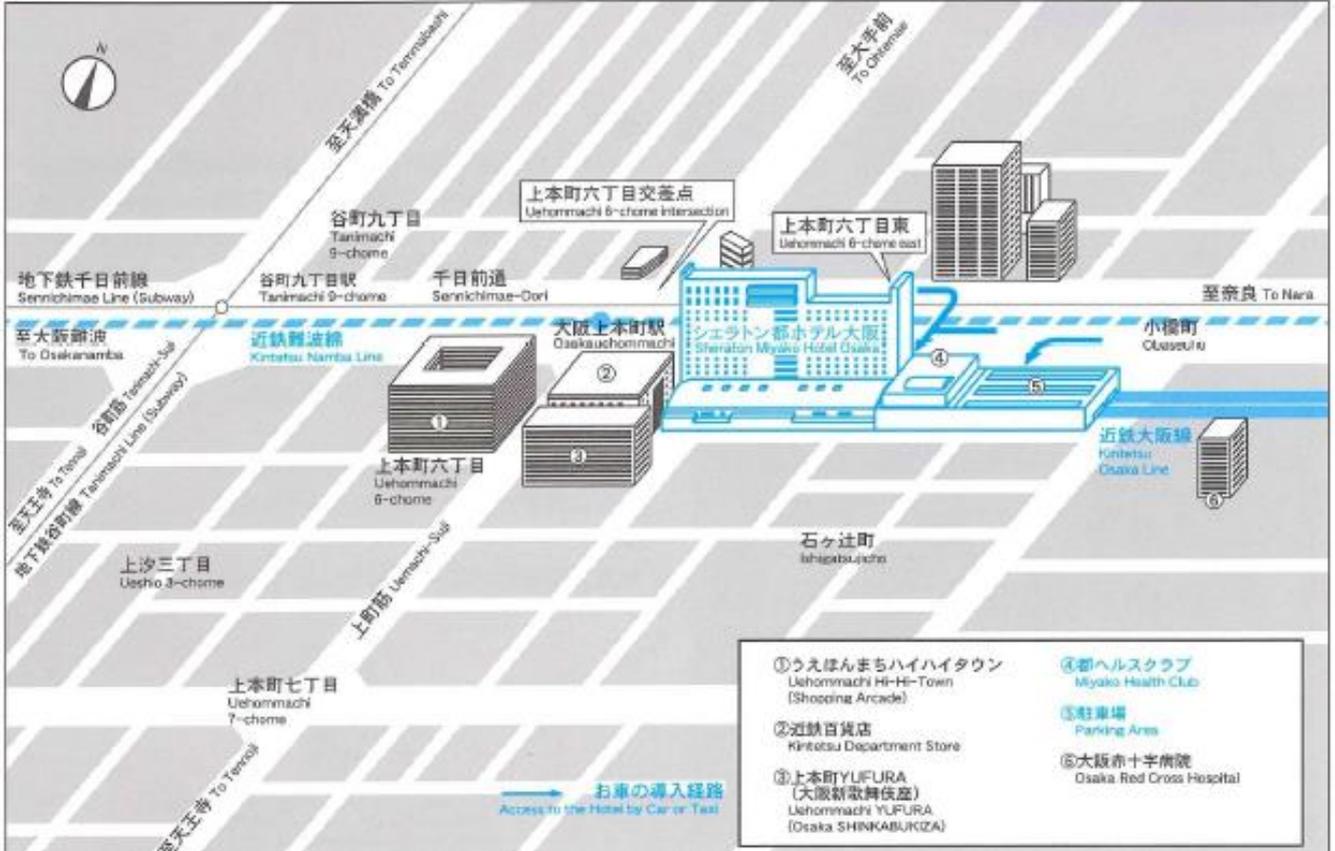
### 記

1. 日 時 令和6年1月22日（月）午後6時00分～午後8時00分
2. 会 場 シェラトン都ホテル大阪 4階「大和の間」  
(〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55)
3. 参加費 8,000円（当日、受付にて徴収させていただきます）  
※ただし、今年度スマイルサポーターの認定を受けられる方は、  
5,000円とさせていただきます。
4. 参加定員 150名  
※定員に達し次第締め切らせていただきます。  
※食事のご提供は、着座による正餐形式を予定しております（主催者・来賓席以外は自由席となります）。
5. 締め切り 令和6年1月5日（金）午後5時まで
6. その他 ○にじいろつみきネット「申込フォーム」より必要事項ご入力の上お申込みください。  
○受付締切後、郵送にて参加票を所属園に郵送させていただきますのでそちらを当日お持ちいただきたく存じます。  
○申込者には、後日、参加票を送付いたします。なお、参加票は当日受付にて回収させていただきます。
7. 事務局 施設福祉部 保育部会事務局  
〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号  
大阪社会福祉指導センター内  
TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 Mail : info@niji-tumi.net

(案)

令和6年 保育部会新年互礼会 会場周辺地図

○シェラトン都ホテル大阪 4階「大和の間」(〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6丁目1-55)



電車

- 近鉄「大阪上本町駅」直結 (近鉄大阪難波駅より2駅約5分)
- 地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」より徒歩約5分
- JR「新大阪駅」より地下鉄御堂筋線「なんば駅」乗り換え、近鉄線「大阪上本町駅」下車 (約30分)
- JR「大阪駅」よりJR大阪環状線「鶴橋駅」乗り換え、近鉄線「大阪上本町駅」下車 (約30分)
- 阪神「三宮駅」より阪神なんば線直通近鉄「大阪上本町駅」下車 (約45分)

リムジンバス

- 関西国際空港よりリムジンバスで約50分
- 大阪国際空港よりリムジンバスで約30分

車

- 阪神高速環状線道頓堀出口より約5分



〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-1-55  
 TEL.06-6773-1111 FAX.06-6773-3322  
 www.miyakohotels.ne.jp/osaka/

※注意 本アンケートの回答については、令和5年12月号保育おおさか郵送時に  
依頼、あわせて事務局からの会員一斉メールにてご依頼させていただきます。

## 保育関係資料集についてのアンケートのお願い

園名： \_\_\_\_\_

① 保育関係資料集をご活用されていますか？※必須

1. 活用している    2.あまり活用していない    3.全く活用していない

→選択された理由をご記載ください。

\_\_\_\_\_

② 今後、保育関係資料集に記載して欲しい設問等があればご回答ください。

\_\_\_\_\_

③ 現在、にじいろつみきネット（大阪府社会福祉協議会 保育部会・保育士会 ホームページ）にて保育関係資料集に係る一部データを掲載しておりますが、紙媒体（冊子）での保育関係資料集の保管期間についてご回答ください。※必須

- 1.過去10年以上分    2.過去5～9年分    3.過去2～4年分    4.最新版のみ

④ 今後の保育関係資料集の在り方についてご回答ください。※必須

- 1.現状のまま冊子での配布が良い    2.データでの配布等ペーパーレス化して欲しい  
3.希望者のみ冊子での配布が良い    4.どちらでも良い    5.その他

→“5.その他”をご回答された方について、その内容についてご記載ください。

\_\_\_\_\_

以上、ご協力ありがとうございました。